



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年12月9日金曜日 第2326号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....1005
 指定医療機関の名称の変更.....1005
 指定医療機関の廃止の届出.....1005
 介護機関(居宅介護事業者)の指定.....1005
 介護機関(介護予防事業者)の指定.....1006
 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....1006
 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....1007
 土地改良事業の工事の完了.....1007
 解除予定保安林にする旨の通知(2件).....1007
 土地改良区役員就退任の届出.....1007
 町営土地改良事業の施行の同意.....1007
 町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧(4件).....1007
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件).....1008
 道路の区域変更(県道興居島循環線).....1009

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....1009

公営企業告示

落札者等の告示.....1024

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1402号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
ハッピー薬局内子店	株式会社ハッピーファーマシー	喜多郡内子町内子778番地1	平成23年11月1日
加戸病院	医療法人弘友会	喜多郡内子町内子771番地	平成23年11月11日

○愛媛県告示第1403号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
医療法人浦部医院	医療法人浦部医院内科・皮フ科	医療法人浦部医院内科・皮フ科	西条市小松町新屋敷甲1337番地1	平成22年4月8日

○愛媛県告示第1404号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

白雲薬局	メディカルプレ-ン株式会社	宇和島市広小路1番34号	平成23年9月30日
------	---------------	--------------	------------

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
青空薬局	メディカルプレ-ン株式会社	宇和島市柿原甲1352番4	平成23年9月30日

○愛媛県告示第1405号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	上島町老人短期入所施設	越智郡上島町生名1268番地1	平成23年6月1日
セイコー株式会社	福岡県福岡市博多区堅粕四丁目1番1号	青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	平成23年10月1日
セイコー株式会社	福岡県福岡市博多区堅粕四丁目1番1号	白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	平成23年10月1日
有限会社ケアセンター宇和島	宇和島市丸之内二丁目1番7号	デイサービスえん	宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成23年10月11日
株式会社縁エンタープライズ	宇和島市祝森甲1143番地40	ケアサポートあかり	宇和島市祝森甲3010番1	平成23年11月1日
医療法人辻井循環器科内科	東温市田窪2030	グループホームはあと	東温市田窪2054番地1	平成23年8月1日

○愛媛県告示第1406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	上島町老人短期入所施設	越智郡上島町生名1268番地1	平成23年6月1日
セイコー株式会社	福岡県福岡市博多区堅粕四丁目1番1号	青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	平成23年10月1日
セイコー株式会社	福岡県福岡市博多区堅粕四丁目1番1号	白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	平成23年10月1日
有限会社ケアセンター宇和島	宇和島市丸之内二丁目1番7号	デイサービスえん	宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成23年10月11日
株式会社縁エンタープライズ	宇和島市祝森甲1143番地40	ケアサポートあかり	宇和島市祝森甲3010番1	平成23年11月1日
医療法人辻井循環器科内科	東温市田窪2030	グループホームはあと	東温市田窪2054番地1	平成23年8月1日

○愛媛県告示第1407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
メディカルブレーン株式会社	福岡県北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目1番6号	青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	平成23年9月30日
メディカルブレーン株式会社	福岡県北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目1番6号	白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	平成23年9月30日

○愛媛県告示第1408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
メディカルブレーン株式会社	福岡県北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目1番6号	青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	平成23年9月30日
メディカルブレーン株式会社	福岡県北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目1番6号	白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	平成23年9月30日

○愛媛県告示第1409号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	脇地区	平成23年3月15日
農業用排水施設整備及びほ場整備事業	脇地区	平成23年3月15日

○愛媛県告示第1410号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
喜多郡内子町大瀬南5542の3
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1411号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4801の7
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成23年12月9日

愛媛県東予地方局長 沖 哲志

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	森 昭 龙	今治市横田町1丁目2番30号

○愛媛県告示第1413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・東明神本組地区）の施行に平成23年11月25日同意した。

平成23年12月9日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

○愛媛県告示第1414号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・帯石地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年12月9日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・帯石地区）変更計画書の写し
 - 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
 - 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成23年12月12日から平成24年1月16日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場

○愛媛県告示第1415号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・

帯石地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年12月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農地保全事業・帯石地区)変更計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- (3) 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成23年12月12日から平成24年1月16日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第1416号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農地保全事業・河之内地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年12月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農地保全事業・河之内地区)変更計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- (3) 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成23年12月12日から平成24年1月16日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第1417号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農地保全事業・房代野地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年12月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農地保全事業・房代野地区)変更計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- (3) 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成23年12月12日から平成24年1月16日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第1418号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・直瀬地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年12月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・直瀬地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- (3) 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成23年12月12日から平成24年1月16日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第1419号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・露峰西ノ川地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年12月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・露峰西ノ川地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- (3) 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成23年12月12日から平成24年1月16日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第1420号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下畑野川地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年12月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下畑野川地区)計画書の写し

- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- (3) 久万高原町担当金及び負担金賦課徴収条例の写し

平成23年12月12日から平成24年1月16日まで
 3 縦覧場所
 久万高原町役場

2 縦覧期間

○愛媛県告示第1421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	興居島循環線	松山市泊町953番3地先から同町949番1地先まで	旧	メートル 3.8~11.3	キロメートル 0.058	
			新	16.6~22.6	0.058	

訓令

○愛媛県訓令第20号

庁中一般
各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成23年12月9日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者					知事	専決者	
			部	局長	局長				部	局長	局長
医療対策課	1 医療法の施行に関する事務	1 地域医療支援病院の名称の承認（第4条第1項、第2項）				医療対策課	1 医療法の施行に関する事務	1 地域医療支援病院の名称の承認（第4条第1項_____）			
		2~6 省略						2~6 省略			
		7 公的医療機関等の病床数削減措置命令（第7条の2第3項、第6項）						7 公的医療機関等の病床数削減措置命令（第7条の2第3項_____）			
		8~11 省略						8~11 省略			
		12 地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理及び公表（第12条の2）									
		13 病院のエックス線装置以外の装置の届出の受理（第15条第3項）									

14	省略			
15	省略			
16	省略			
17	地域医療支援病院の承認の 取消し（第29条第3項、第5 項）	—		
18	省略			
19	医療計画の策定及び変更 （第30条の4第1項、第13 項、第30条の6）			
20	医療計画の策定に必要な他 県との連絡調整（第30条の4 第10項）			
21	医療計画の策定及び変更に 係る意見の聴取（第30条の4 第11項、第12項）			
22	医療機能等に関する情報の 提供の要求（第30条の5）	—		
23	省略			
24	医療対策協議会の設置等 （第30条の12第1項）			
25	省略			
26	省略			
27	医療法人の設立の認可（第 44条第1項、第45条第2項）	—		
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	医療法人の定款又は寄附行 為の変更の認可及び届出の受 理（第50条第1項、第3項）			
35	省略			
36	省略			
37	医療法人の解散の認可及び 届出の受理（第55条第6項か ら第8項まで）			
38	省略			
39	省略			
40	医療法人の解散等について の裁判所への意見の陳述（第 56条の12第4項）	—		
41	医療法人の合併の認可（第			

12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	省略			
16	医療計画の策定及び変更 （第30条の4第1項、第12 項、第30条の6）			
17	医療計画の策定に必要な他 県との連絡調整（第30条の4 第9項）			
18	医療計画の策定及び変更に 係る意見の聴取（第30条の4 第10項、第11項）			
19	省略			
20	医療対策協議会の設置 （第30条の12第1項）			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	医療法人の設立の認可（第 45条）	—		
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	医療法人の定款又は寄附行 為の変更の認可及び届出の受 理（第50条_____）			
31	省略			
32	省略			
33	医療法人の解散の認可及び 届出の受理（第55条_____ _____）			
34	省略			
35	省略			
36	医療法人の合併の認可（第			

	55条第7項、第57条第4項、 第5項)				
	42 省略				
	43 省略				
	44 省略				
	45 省略				
	46 省略				
	47 医療法人の登記の届出の受 理（医療法施行令第5条の 12）				—
	48 医療法人の役員の変更の届 出の受理（医療法施行令第5 条の13）				—
2～17 省略					

	57条 _____)				
	37 省略				
	38 省略				
	39 省略				
	40 省略				
	41 省略				
2～17 省略					

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
経 営 支 援 課	1～9 省略				
	10 中 小企 業支 援法 の施 行に 関す る事 務	1 中小企業支援計画の策定に 係る経済産業大臣への意見の 具申（第3条第3項）	—		
		2 省略			
		3 指定法人に関すること。 (1) 指定（第7条第1項） (2) 改善命令、指定の取消し 等（第8条第2項）	—		
	11・12 省略				
13 中 小企 業団 体の 組織 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 商工組合及び商工組合連合 会に関すること。 (1) 特別地区の承認（第9条 ただし書、第101条の3、 中小企業団体の組織に関す る法律施行令（以下この部 において「政令」とい う。）第11条第2項） (2) 組合員以外の者の事業の 利用の認可（第17条の2第 1項、第33条、第101条の 3、政令第11条第2項） (3) 組合員以外の者の事業の 利用の認可の取消し（第17	—			

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
経 営 支 援 課	1～9 省略				
	10 中 小企 業支 援法 の施 行に 関す る事 務	1 省略			
	11・12 省略				
13 中 小企 業団 体の 組織 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 商工組合及び商工組合連合 会に関すること。 (1) 特別地区の承認（第9条 ただし書、第101条の3、 政令 _____第11条第2項）				

<p>条の2第2項、第33条、第101条の3、政令第11条第2項)</p>						
(4) 省略					(2) 省略	
(5) 設立の認可に関する証明 (第42条第4項、第101条の3、政令第11条第2項)				—		
(6) 役員の変更の届出の受理 (第47条第2項、第101条の3、中小企業等協同組合法(以下この部において「協同組合法」という。) 第35条の2、政令 第11条第2項)					(3) 役員の変更の届出の受理 (第47条____、第101条の3、中小企業等協同組合法(以下この部において「協同組合法」という。) 第35条の2、中小企業団体の組織に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。) 第11条第2項)	
(7) 省略					(4) 省略	
(8) 省略					(5) 省略	
(9) 余裕金の運用方法の認可 (第47条第2項、第101条の3、協同組合法第57条の5、政令第11条第2項)		—				
(10) 解散の届出の受理(第47条第3項、第101条の3、協同組合法第62条第2項、政令第11条第2項)				—		
(11) 省略					(6) 省略	
(12) 省略					(7) 省略	
(13) 省略					(8) 省略	
(14) 解散命令(第69条____、第101条の3、協同組合法第106条第3項、政令第11条第2項)					(9) 解散命令(第69条第1項から第3項まで、第101条の3____、政令第11条第2項)	
(15) 省略					(10) 省略	
(16) 決算関係書類の受理(第71条、第101条の3、協同組合法第105条の2第1項、政令第11条第2項)				—		
(17) 省略					(11) 省略	
(18) 省略					(12) 省略	
(19) 報告の徴収(第92条、第101条の3、政令第11条第3項)				—		
(20) 省略					(13) 省略	
(21) 商工組合への組織変更の認可(第96条第5項、第97条第2項、第101条の3、					(14) _____組織変更の認可(第96条第5項____、第101条の3、	

	政令第11条第2項)				
	(22) 事業協同組合への組織変更の届出の受理(第96条第8項、第101条の3、政令第11条第2項)				—
	(23) 主務大臣への報告(政令第11条第4項)				—
	(24) 決算関係書類の提出の延期の承認(中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項)				—
14~23 省略					

	政令第11条第2項)				
	(15) 命令等に係る経済産業大臣への協議(第101条の2第3項、第101条の3、政令第11条第2項)				—
14~23 省略					

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
林業政策課	1 森林法の施行に関する事務	1 森林計画等に関すること。			
		(1) 全国森林計画の樹立及び変更に係る意見の具申(第4条第8項)			—
		(2) 地域森林計画の樹立及び変更並びに公表等(第5条第1項、第4項、第6条第6項、第39条の4第1項)			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 森林計画区の決定に係る意見の具申(第7条第1項)			—
		(7) 省略			
		(8) 森林整備協定の締結についてのおつせん(第10条の14第1項)		—	
		(9) 省略			
		(10) 省略			
		(11) 省略			
		(12) 省略			
		(13) 省略			
	2 土地の使用に関すること。				

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
林業政策課	1 森林法の施行に関する事務	1 森林計画等に関すること。				
		(1) 地域森林計画の樹立及び変更並びに公表(第5条第1項、第4項、第6条第6項)				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 省略				
		(10) 省略				
			2 使用権設定に関する認可(第50条第1項から第3項ま		—	

の施行に関する事務（漁港区域に係るものに限る。）	(1) 海岸保全区域の指定及び廃止並びに農林水産大臣への報告（第3条第1項、第2項、第4項）			
	(2) 海岸保全区域の指定についての協議（第4条第1項）			
	(3) 市町長を海岸管理者とする場合の処理（第5条第2項、第6項から第8項まで）			
	(4) 海岸保全区域の占用の許可（漁港区域内の現に占有を許可しているものの継続に係るものを除く。）及び協議（第7条第1項、第10条第2項）			
	(5) 海岸保全区域における行為の許可及び協議（第8条第1項、第10条第2項）			
	(6) 行為を禁止する区域の指定等（第8条の2第1項、第2項）		—	
	(7) 海岸保全区域における違反行為者等に対する監督処分（第12条第1項から第7項まで）			
	(8) 省略			
	(9) 省略			
	(10) 土地等の立入り及び一時使用（第18条第1項、第5項）			
	(11) 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告等の徴収又は立入検査（第20条第1項）			
	(12) 海岸管理者以外の管理者に対する改良等の措置命令（第21条第1項、第2項）			
	(13) 載荷重の上限等の指定（海岸法施行令第2条第8号、第10号から第12号まで）			—
	(14) 海岸保全区域における制限行為の指定等（海岸法施行令第3条、第3条の2第1項第2号、第2項）			—
2 海岸保全区域に要する費用に関すること。				
(1) 海岸保全施設の新設又は				

の施行に関する事務	(1) 海岸保全区域の指定及び廃止並びに農林水産大臣への報告（第3条_____）			
	(2) 海岸保全区域の指定についての協議（第4条_____）			
	(3) 市町長を海岸管理者とする場合の処理（第5条_____）			
	(4) 海岸保全区域の占用の許可（漁港区域内の現に占有を許可しているものの継続に係るものを除く。）（第7条_____）			
	(5) 海岸保全区域における行為の許可（第8条_____）			
	(6) 海岸保全区域における違反行為者等に対する監督処分（第12条_____）			
	(7) 省略			
	(8) 省略			
	(9) 土地等の立入り及び一時使用（第18条_____）			
	(10) 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告等の徴収又は立入検査（第20条_____）			
	(11) 海岸管理者以外の管理者に対する改良等の措置命令（第21条_____）			
	2 海岸保全区域に要する費用に関すること。			
	(1) 海岸保全施設の新設又は			

		改良に関する工事の施行の協議（第27条第2項）			
		(2) 市町の分担金に係る意見聴取（第28条第2項）		—	
		(3) 兼用工作物の管理の費用の負担に係る協議（第30条）		—	
		3 海岸保全区域台帳の調製及び保管（第24条第1項）			—
4 省略					

		改良に関する工事の施行の承認申請（第27条）			
4 省略					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
港湾海岸課	1 港湾法の施行に関する事務	1 港湾計画に関すること。			
		(1) 策定及び変更（軽易な変更を除く。）（第3条の3第1項）	—		
		(2) 軽易な変更（第3条の3第1項）		—	
		(3) 地方港湾審議会の意見聴取（第3条の3第3項）		—	
		(4) 策定及び変更に係る国土交通大臣への提出及び送付（第3条の3第4項、第8項）			—
		(5) 概要の公示（第3条の3第9項）			—
		2 港湾区域に関すること。			
		(1) 同意及び変更の同意（第4条第4項、第13項、第33条第2項）		—	
		(2) 届出及び変更届出の処理（第4条第8項、第13項、第33条第2項）			—
		3 港湾隣接地域の指定（第37条第1項、第37条の2第2項、第3項）			
		4 行為を禁止する区域の指定等（第37条の3第1項、第2項、第56条の2）		—	
		5 臨港地区の指定（第38条第1項、第3項、第8項）			
6 臨港地区内の分区の指定（第39条第1項）					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
港湾海岸課	1 港湾法の施行に関する事務	1 港湾区域の認可（第4条）	—		
		2 港湾隣接地域の指定（第37条の2）			
		3 臨港地区の指定（第38条）			
		4 臨港地区内の分区の指定（第39条）			

					5 臨港地区の分区内の規制 (第40条)				
	7 臨港地区の分区内の違反構 築物の撤去命令等(第40条の 2第1項)				6 臨港地区の分区内の違反構 築物に対する措置(第40条の 2)				
	8 臨港地区の分区内の有害構 築物の改築命令等(第41条第 1項)				7 臨港地区の分区内の有害構 築物の改築等(第41条)				
	9 兼用工作物の工事の施行及 び費用の負担に係る協議(第 43条の2)								
	10 収支報告の公表等(第49 条)								
	11 港湾台帳の調製(第49条の 2第1項)								
	12 港湾区域内等における許可 を要する行為等の指定(港湾 法施行令第14条、第15条第3 号)			—					
	13 臨港地区内における届出を 要する廃棄物処理施設の種類 等の指定(港湾法施行令第15 条の2、第15条の4第1号)			—					
2 省 略					2 省 略				
3 海 岸法 の施 行に 関す る事 務(其 他の 主管 に属 する もの を除 く。)	1 海岸保全基本計画に関する こと。				3 海 岸法 の施 行に 関す る事 務				
	(1) 策定及び変更(第2条の 3第1項、第7項)			—					
	(2) 学識経験者等の意見聴取 (第2条の3第2項、第3 項、第7項)			—					
	(3) 策定及び変更に係る公表 及び主務大臣への提出(第 2条の3第6項、第7項)								
	2 海岸保全区域の指定及び指 定の廃止並びに主務大臣への 報告(第3条第1項、第2 項、第4項)				1 海岸保全区域の指定及び指 定の廃止並びに主務大臣への 報告(第3条)				
	3 省略				2 省略				
	4 市町長等を海岸管理者とす る場合の処置(第5条第2 項、第4項、第6項から第8 項まで)				3 市町長 を海岸管理者とす る場合の処置(第5条)				
	5 行為を禁止する区域の指定 等(第8条の2第1項、第2 項、第37条の6第1項、第2 項)			—					
	6 海岸保全区域台帳の調製及								

		<u>び保管（第24条第1項）</u>			
		<u>7 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行の協議</u> <u>（第27条第2項）</u>			
		<u>8 市町の分担金に係る意見聴取（第28条第2項）</u>	—		
		<u>9 海岸保全区域における制限行為の指定等（海岸法施行令第3条、第3条の2第1項第2号、第2項）</u>	—		
4・5	省略				

		<u>4 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行の承認申請（第27条第2項）</u>			
4・5	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
都市計画課	1～6	省略				
	7 都市計画法の施行に関する事務	1～3	省略			
		4	<u>基礎調査の実施（第6条第1項）</u>		—	
		5	<u>基礎調査に係る関係市町への資料の提出等の要求（第6条第3項）</u>			—
		6	<u>基礎調査の結果の通知（第6条第4項）</u>			—
		7	<u>都市計画の案の作成に係る関係市町への資料の提出等の要求（第15条の2第2項）</u>			—
		8	<u>公聴会の開催等（第16条第1項、第2項）</u>	—		
		9	<u>都市計画の案の縦覧等（第17条、第21条第2項）</u>			—
		10	省略			
		11	省略			
		12	<u>市町が定める都市計画の協議及び同意（第19条第3項、第21条第2項）</u>			
		13	<u>市町が定める都市計画の協議に係る関係市町への資料の提出等の要求（第19条第5項、第21条第2項）</u>			—
		14	<u>都市計画の告示等（第20条第1項、第2項、第21条第2項）</u>			—
		15	省略			
		16	省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
都市計画課	1～6	省略				
	7 都市計画法の施行に関する事務	1～3	省略			
		4	省略			
		5	省略			
		6	<u>市町が定める都市計画の</u> <u>同意（第19条第3項</u> <u>）</u>			
		7	省略			
		8	省略			

	17	省略						9	省略					
	18	省略						10	省略					
	19	省略						11	省略					
	20	省略						12	省略					
	21	省略						13	省略					
	22	省略						14	省略					
	23	都市計画施設の区域内における建築禁止区域の指定（第55条第1項、第4項）						15	都市計画施設の区域内における建築禁止区域の指定（第55条第1項_____）					
	24	土地の買取りの申出及び有償譲渡の届出の相手方の指定（第55条第3項、第4項）						16	土地の買取りの申出及び有償譲渡の届出の相手方の指定（第55条第3項_____）					
	25	省略						17	省略					
	26	都市計画事業の認可（第59条第1項、第4項、第5項）						18	都市計画事業の認可（第59条第1項、第4項_____）					
	27	都市計画事業の認可等に対する用排水施設管理者等の意見の聴取（第59条第6項、第63条第2項）						19	都市計画事業の認可_に対する用排水施設管理者等の意見の聴取（第59条第6項_____）					
	28	省略						20	省略					
8～15	省略					8～15	省略							

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第4（第4条関係）					別表第4（第4条関係）					
局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 室長				局長	専決者 部長 室長	
商工 観光 室	1・2 省略				商工 観光 室	1・2 省略				
	3 中 小企 業団 体の 組織 に関 する 法律 の施 行に 関す る事	1 協業組合に関する事 （1）～（5） 省略				3 中 小企 業団 体の 組織 に関 する 法律 の施 行に 関す る事	1 協業組合に関する事 （1）～（5） 省略			
		(6) 余裕金の運用方法の認可（第5条の23第3項、第101条の3、協同組合法第57条の5、政令第11条第1項）					(6) 省略			
		(7) 省略					(7) 省略			
		(8) 省略					(8) 省略			
		(9) 省略					(9) 業務等に関する不服の申出に 対する措置（第5条の23第6			
	(10) 業務等に関する不服の申出に 対する措置（第5条の23第6									

務	項、第101条の3、協同組合法第104条第2項、政令第11条第1項)				務	項、第101条の3、協同組合法第104条____、政令第11条第1項)			
	(11) 業務等の検査請求に基づく検査(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条第2項、政令第11条第1項)					(10) 業務等の検査請求に基づく検査(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条第1項、政令第11条第1項)			
	(12) 決算関係書類の受理(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の2第1項____、政令第11条第1項)					(11) 決算関係書類の受理(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の2第1項、第2項、政令第11条第1項)			
	(13) 省略					(12) 省略			
	(14) 業務又は会計に関する報告の徴収及び検査(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の3第1項、第2項、第105条の4第1項、政令第11条第1項)					(13) 業務又は会計に関する報告の徴収及び検査(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の3第2項____、第105条の4第1項、政令第11条第1項)			
	(15) 省略					(14) 省略			
	(16) 省略					(15) 省略			
	(17) 解散命令に代わる官報掲載(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第106条第3項、政令第11条第1項)								
	(18) 省略					(16) 省略			
	(19) 省略					(17) 省略			
	2 省略					(18) 命令等に係る経済産業大臣への通知(第101条の2第2項、第101条の3、政令第11条第1項)			
	2 省略					2 省略			
	4 ~ 14 省略					4 ~ 14 省略			
15 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に関する事	1 中小企業経営資源活用計画の認定及び変更認定(第31条第1項、第32条第1項)				15 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に関する事	1 経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定(第31条第1項、第32条第1項)			
	2 中小企業経営資源活用計画の認定及び変更認定に係る行政庁との協議(第31条第6項、第32条第3項)								
	3 中小企業経営資源活用計画の認定の取消し(第32条第4項)					2 経営資源活用新事業計画の認定の取消し(第32条第2項)			
	4 事業の承継の報告の処理(第32条の2第2項、第3項)								
	5 認定中小企業経営資源活用計画の実施状況の報告の徴収(第73条第4項)					3 認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収(第73条第4項)			

務				
16・17 省略				

備考 省略

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分	
			局 長	専 決 者
				部 長
森 林 業 課	1 省 略			
	2 森 林 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1～15 省略		
		16 <u>保安林等に関する許可及び届出の処理（第34条第1項、第2項、第8項から第10項まで、第44条、森林法施行規則第22条の8第1項第5号から第9号まで、第22条の11第1項第3号、第4号）</u>		
		17～19 省略		
		20 <u>報告の徴収（第188条第1項）</u>		—
		21 <u>立入調査等（第188条第2項、第3項）</u>		—
	22 省略			
23 <u>保安林等に係る国の機関との協議（森林法施行規則第22条の8第1項第10号、第22条の11第1項第5号）</u>				
3～19 省略				

備考 省略

務				
16・17 省略				

備考 省略

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分	
			局 長	専 決 者
				部 長
森 林 業 課	1 省 略			
	2 森 林 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1～15 省略		
		16 <u>保安林</u> に関する許可、届出の受理（第34条 _____ _____ _____）		
		17～19 省略		
		20 省略		
		21 <u>保安林</u> に係る国の機関との協議（森林法施行規則第22条の8、第22条の11 _____）		
	3～19 省略			

備考 省略

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の26 省略</p> <p>(1)の27 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づく中小企業経営資源活用計画の認定及び変更認定に関すること。</u></p> <p>(1)の28 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第31条第6項及び第32条第3項の規定に基づく中小企業経営資源活用計画の認定及び変更認定に係る行政庁との協議に関すること。</u></p> <p>(1)の29 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第32条第4項の規定に基づく中小企業経営資源活用計画の認定</u></p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の26 省略</p> <p>(1)の27 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づく経営資源活用新事業計画</u> の認定及び変更認定に関すること。</p> <p>(1)の28 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づく経営資源活用新事業計画</u> の認定</p>

の取消しに関すること。

(1)の30 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第32条の2第2項及び第3項の規定に基づく事業の承継の報告の処理に関すること。

(1)の31 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第73条第4項の規定に基づく認定中小企業経営資源活用計画の実施状況の報告の徴収に関すること。

(1)の32 省略

(1)の33 省略

(1)の34 省略

(2)～(2)の32 省略

(2)の33 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく余裕金の運用方法の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の34 省略

(2)の35 省略

(2)の36 省略

(2)の37 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の38 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の39 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項_____の規定に基づく決算関係書類の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の40 省略

(2)の41 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項及び第2項並びに第105条の4第1項の規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の42 省略

(2)の43 省略

(2)の44 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の45 省略

(2)の46 省略

(2)の47 省略

(2)の48 省略

の取消しに関すること。

(1)の29 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第73条第4項の規定に基づく認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収に関すること。

(1)の30 省略

(1)の31 省略

(1)の32 省略

(2)～(2)の32 省略

(2)の33 省略

(2)の34 省略

(2)の35 省略

(2)の36 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条_____の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の37 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第1項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の38 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項及び第2項の規定に基づく決算関係書類の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の39 省略

(2)の40 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第2項及び_____第105条の4第1項の規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の41 省略

(2)の42 省略

(2)の43 省略

(2)の44 省略

(2)の45 省略

(2)の46 中小企業団体の組織に関する法律第101条の2第2項の規定に基づく命令等に係る経済産業大臣への通知に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。

(2)の47 省略

- (2)の49 省略
- (2)の50 省略
- (2)の51 省略
- (2)の52 省略
- (2)の53 省略
- (2)の54 省略
- (2)の55 省略
- (2)の56 省略
- (2)の57 省略
- (2)の58 省略
- (2)の59 省略
- (2)の60 省略
- (2)の61 省略
- (2)の62 省略
- (2)の63 省略
- (2)の64 省略
- (2)の65 省略
- (2)の66 省略
- (2)の67 省略
- (2)の68 省略
- (2)の69 省略
- (2)の70 省略
- (2)の71 省略
- (2)の72 省略
- (2)の73 省略
- (2)の74 省略
- (2)の75 省略
- (2)の76 省略
- (2)の77 省略

(3)～(22)の4 省略

(23) 森林法第34条第1項及び第2項(これらの規定を同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可並びに同法第34条第8項及び第9項(これらの規定を同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の処理に関すること。

(24)～(25)の3 省略

(25)の4 森林法施行規則第22条の8第1項第5号から第9号まで並びに第22条の11第1項第3号及び第4号の規定に基づく立木の伐採等の届出の受理に関すること。

(26) 森林法施行規則第22条の8第1項第10号又は第22条の11第1項第5号の規定に基づく保安林等に係る国の機関との協議に関すること。

(27)～(68) 省略

5・6 省略
(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の14 省略

(9)の15 森林法第188条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(9)の16 森林法第188条第2項及び第3項の規定に基づく立入調

- (2)の48 省略
- (2)の49 省略
- (2)の50 省略
- (2)の51 省略
- (2)の52 省略
- (2)の53 省略
- (2)の54 省略
- (2)の55 省略
- (2)の56 省略
- (2)の57 省略
- (2)の58 省略
- (2)の59 省略
- (2)の60 省略
- (2)の61 省略
- (2)の62 省略
- (2)の63 省略
- (2)の64 省略
- (2)の65 省略
- (2)の66 省略
- (2)の67 省略
- (2)の68 省略
- (2)の69 省略
- (2)の70 省略
- (2)の71 省略
- (2)の72 省略
- (2)の73 省略
- (2)の74 省略
- (2)の75 省略
- (2)の76 省略

(3)～(22)の4 省略

(23) 森林法第34条第1項 _____
_____の規定に基づく許可及び同条
_____の規定に基づく届出の受理に関する
こと。

(24)～(25)の3 省略

(26) 森林法施行規則第22条の8第1項第10号又は第22条の11第1項第5号の規定に基づく保安林 _____に係る国の機関との協議に関すること。

(27)～(68) 省略

5・6 省略
(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の14 省略

査等に関すること。

(10)～(52) 省略

6～9 省略

(10)～(52) 省略

6～9 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第8号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年12月9日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
医療機器（透析システム及び透析関連機器 1式）の購入（愛媛県立新居浜病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年11月25日	(株)エヒメ医療器 愛媛県松山市立花六丁目1番1号	85,837,500円	一般競争入札	平成23年10月11日